

第91号議案

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営
の基準に関する条例設定について

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問介護

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第41条）

第5節 基準該当訪問介護に関する基準（第42条—第46条）

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針（第47条）

第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）

第3節 設備に関する基準（第50条）

第4節 運営に関する基準（第51条—第58条）

第5節 基準該当訪問入浴介護に関する基準（第59条—第62条）

第4章 訪問看護

第1節 基本方針（第63条）

第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）

第3節 設備に関する基準（第66条）

第4節 運営に関する基準（第67条—第78条）

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針（第79条）

第2節 人員に関する基準（第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第88条）

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針（第89条）

第2節 人員に関する基準（第90条）

第3節 設備に関する基準（第91条）

第4節 運営に関する基準（第92条—第97条）

第7章 通所介護

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条—第112条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第113条・第114条）

第2款 人員に関する基準（第115条・第116条）

第3款 設備に関する基準（第117条・第118条）

第4款 運営に関する基準（第119条—第130条）

第6節 基準該当通所介護に関する基準（第131条—第134条）

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針（第135条）

第2節 人員に関する基準（第136条）

第3節 設備に関する基準（第137条）

第4節 運営に関する基準（第138条—第145条）

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針（第146条）

第2節 人員に関する基準（第147条・第148条）

第3節 設備に関する基準（第149条・第150条）

第4節 運営に関する基準（第151条—第167条）

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第168条・第169条）

第2款 設備に関する基準（第170条・第171条）

第3款 運営に関する基準（第172条—第180条）

第6節 基準該当短期入所生活介護に関する基準（第181条—第187条）

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針（第188条）

第2節 人員に関する基準（第189条）

第3節 設備に関する基準（第190条）

第4節 運営に関する基準（第191条—第203条）

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第204条・第205条）

第2款 設備に関する基準（第206条）

第3款 運営に関する基準（第207条—第215条）

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第216条）

第2節 人員に関する基準（第217条・第218条）

第3節 設備に関する基準（第219条）

第4節 運営に関する基準（第220条—第236条）

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第237条・第238条）

第2款 人員に関する基準（第239条・第240条）

第3款 設備に関する基準（第241条）

第4款 運営に関する基準（第242条—第247条）

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針（第248条）

第2節 人員に関する基準（第249条・第250条）

第3節 設備に関する基準（第251条）

第4節 運営に関する基準（第252条—第262条）

第5節 基準該当福祉用具貸与に関する基準（第263条・第264条）

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針（第265条）

第2節 人員に関する基準（第266条・第267条）

第3節 設備に関する基準（第268条）

第4節 運営に関する基準（第269条—第275条）

第14章 雑則（第276条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、八王子市における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定居宅サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。
- (3) 指定居宅サービス 法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。
- (4) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象と

なる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。

- (5) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- (7) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

5 指定居宅サービス事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

6 指定居宅サービス事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第5条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第6条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において指定訪問介護事業所を管理する者（以下この条及び第8条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定訪問介護事業所の管理上支障がない

場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第8条 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第5条第1項に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。以下この節において同じ。）は、第28条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行うこと。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議（八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）第20条第8号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等の居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）

に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

(運営規程)

第9条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。第14条及び第24条において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第10条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第11条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供することができるよう各指定訪問介護事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、外部の研修実施機

関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の同意を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第13条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第14条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第16条 指定訪問介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する60日前から30日前までの間に、速やかに要介護認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第18条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の市町村への届出等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（省令第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第21条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第22条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第23条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書

面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第24条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問介護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な証明書の交付)

第25条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第26条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常に改善

を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第27条 指定訪問介護の具体的な取扱いは、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供方法等について説明を行うこと。
- (2) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問介護の提供を行うこと。
- (3) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(訪問介護計画の作成)

第28条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画（以下この条において「訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、当該訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第29条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問介護の提供をさせて

はならない。

- 2 前項のほか指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は3親等内の親族である利用者に対し指定訪問介護の提供をさせないよう努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第30条 指定訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第31条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第32条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第34条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上

知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第35条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにならなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第36条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第37条 指定訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護について、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康

保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携)

第38条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第39条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護計画

(2) 第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5節 基準該当訪問介護に関する基準

(従業者の配置の基準)

第42条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、各基準該当訪問介護事業所において基準該当訪問介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第44条 基準該当訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第44条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第45条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する基準該当訪問介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該基準該当訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地等であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める地域に住所を有する場合
- (2) 指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第42条第1項に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。）の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該基準該当訪問介護を提供する訪問介護員等の当該基準該当訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が基準該当訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第28条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第46条 第1節及び第4節（第10条、第19条、第24条第1項、第29条及び第37条第4項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第24条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第

3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第47条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第48条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに指定訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

(2) 介護職員

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第48条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第47条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第48条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において指定

訪問入浴介護事業所を管理する者（以下この条及び第51条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定訪問入浴介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第50条 指定訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（管理者の責務）

第51条 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（運営規程）

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定訪問入浴介護事業所が通常時に指定訪問入浴介護を提供する地域をいう。）
- (6) 指定訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項
（利用料等の受領）

第53条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者
に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第54条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第55条 指定訪問入浴介護の具体的な取扱いは、第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない

ならない。

- (1) 常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要な指定訪問入浴介護を適切に提供するとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問入浴介護の提供方法等について説明を行うこと。
- (2) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問入浴介護の提供を行うこと。
- (3) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行い、これらの者のうち1人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等の理由から、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (4) 指定訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意すること。この場合において、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、指定訪問入浴介護の提供ごとに消毒したものを使用すること。

(緊急時等の対応)

第56条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体

的な内容等の記録

- (2) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第58条 第11条から第23条まで、第25条、第30条及び第32条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第11条、第12条第1項及び第22条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第32条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当訪問入浴介護に関する基準

(従業者の配置の基準)

第59条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに基準該当訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 看護職員
- (2) 介護職員

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第59条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、各基準該当訪問入浴介護事業所において基準該当訪問入浴介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当訪問入浴介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第61条 基準該当訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第61条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（準用）

第62条 第11条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）、第38条から第40条まで及び第47条並びに第4節（第53条第1項及び第58条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第11条、第12条第1項及び第22条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中

「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

(基本方針)

第63条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第64条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員

2 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第63条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

3 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成25年八王子市条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第4条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たすものとみなす。

4 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定地域密着型サービス基準条例第191条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たすものとみなす。

（管理者）

第65条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護ステーションにおいて指定訪問看護ステーションを管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定訪問看護ステーションの管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理

由がある場合は、この限りでない。

- 4 管理者は、指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第66条 指定訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、専用の事務室に代えて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りる。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を設けるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第67条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定訪問看護事業所が通常時に指定訪問看護を提供する地域をいう。次条及び第70条において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(サービス提供困難時の対応)

第68条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら必要な指定訪問看護を提供することが困難であると認める場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅におい

て指定訪問看護を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第71条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第72条 指定訪問看護の具体的な取扱いは、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。
- (2) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、指定訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護等を行わないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(主治の医師との関係)

第73条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書により受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画及び次条第4項に規定する訪問看護報告を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画及び訪問看護報告の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画及び訪問看護報告の作成）

第74条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画（以下この条において「訪問看護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

2 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、当該訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。

4 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告（以下この条において「訪問看護報告」という。）を作成しなければならない。

5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成について、必要な指導及び管理を行わなければならない。

6 前条第4項の規定は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成について準用する。

（家族等に対する訪問看護の禁止）

第75条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、利用者が当該看護師等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

2 前項のほか指定訪問看護事業者は、看護師等に、その配偶者又は3親等内の親族である利用者に対し指定訪問看護の提供をさせないよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第76条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(2) 訪問看護計画

(3) 訪問看護報告

(4) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(5) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第78条 第11条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第40条まで及び第51条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第22条、第32条第1項及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

(基本方針)

第79条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第80条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第81条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション

事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定訪問リハビリテーション事業所が通常時に指定訪問リハビリテーションを提供する地域をいう。次条において同じ。）
- (6) その他運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第83条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項に定める場合において利用者

から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行うこと。
- (2) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供すること。
- (3) 利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従った指定訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画（以

下この条において「訪問リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 訪問リハビリテーション計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第88条 第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第34条まで、第36条から第40条まで、第51条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第22条、第32条第1項及び第33条

中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

(基本方針)

第89条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第90条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に定める指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項

に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第88条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第91条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第92条 指定居宅療養管理指導事業者は、各指定居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

(5) その他運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第93条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第94条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に

対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うとともに、利用者又はその家族からの介護に関する相談に応じ、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、指導又は助言を行うこと。

(2) 前号に規定する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

(3) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(4) 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

(5) 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供すること。

(4) 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成

し、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は助言を行うこと。

(3) 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成し、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(記録の整備)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(2) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第97条 第11条から第17条まで、第20条、第22条、第23条、第25条、第30条、第32条から第34条まで、第36条から第40条まで、第51条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、

第32条第1項及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第98条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第99条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに次に掲げる従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第100条 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において指定通所介護事業所を管理する者（以下この条及び第107条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第101条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者をいう。次条において同じ。）に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第102条 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。）
- (7) 指定通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第103条 指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各指定通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（利用料等の受領）

第104条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

らない。

3 指定通所介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第105条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第106条 指定通所介護の具体的な取扱いは、第98条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、説明を行うこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行うこと。

(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えること。

(通所介護計画の作成)

第107条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画（以下この条において「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画

が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

2 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

3 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(定員の遵守)

第108条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第109条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第110条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第111条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

ない。

(1) 通所介護計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第112条 第12条から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第40条まで及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項、第31条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第113条 第1節から第4節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（難病等を有する重度の要介護者又はがん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）と診断された者で、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第125条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第114条 指定療養通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者

の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

- 第115条 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

（管理者）

- 第116条 指定療養通所介護事業者は、各指定療養通所介護事業所において指定療養通所介護事業所を管理する者（以下この条、第119条及び第125条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定療養通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 3 管理者は、看護師でなければならない。

- 4 管理者は、指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

- 第117条 指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(設備及び備品等)

第118条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行う専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(管理者の責務)

第119条 管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護の提供を行うことができるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 管理者は、各利用者の第125条第1項に規定する療養通所介護計画の作成について、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第120条 指定療養通所介護事業者は、各指定療養通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定療養通所介護事業所が通常時に指定療養通所介護を提供する地域をいう。）
- (7) 指定療養通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
（内容及び手続の説明及び同意）

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務体制、第126条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第127条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定療養通所介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

- 2 第12条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
（心身の状況等の把握）

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に当該利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、当該利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。
（居宅介護支援事業者等との連携）

第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否に関する主治の医師を含めたサービス担当者会議における検討のため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第124条 指定療養通所介護の具体的な取扱いは、第114条に規定する基本方針及び第130条において準用する第105条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 療養通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定療養通所介護の提供方法等について説明を行うこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定療養通所介護の提供を行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定療養通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第125条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏ま

えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定療養通所介護の内容等を記載した療養通所介護計画（以下この条において「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画（第74条第1項に規定する訪問看護計画又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 3 管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、当該療養通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った指定療養通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第126条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、主治の医師とともに、当該場合への対応に係る方策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、あらかじめ定めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、当該利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は次条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連

絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(緊急時対応医療機関)

第127条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関（当該指定療養通所介護事業者との間で、利用者の病状が急変した時等の緊急時に、当該利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において「緊急時対応医療機関」という。）を定めなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等の緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第128条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催し、サービスの提供に係る事故の事例、安全の管理に必要な情報等の収集を行うとともに、当該情報等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第129条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(4) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第130条 第13条から第16条まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第33条から第40条まで、第103条から第105条まで及び第108条から第110条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当通所介護に関する基準

(従業者の配置の基準)

第131条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに次に掲げる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 生活相談員

(2) 看護職員

(3) 介護職員

(4) 機能訓練指導員

2 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（管理者）

第132条 基準該当通所介護事業者は、各基準該当通所介護事業所において基準該当通所介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当通所介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第133条 基準該当通所介護事業所は、食事、機能訓練、静養、生活相談及び事務を行うための場所をそれぞれ確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。

（準用）

第134条 第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第2

5条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）、第38条から第40条まで、第51条及び第98条並びに第4節（第104条第1項及び第112条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第31条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第104条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

（基本方針）

第135条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第136条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに指定通所リハビリテーションの提供に当たる次に掲げる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師

(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員

- 2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第137条 指定通所リハビリテーション事業所は、当該指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等を市規則で定める基準により設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者等の責務)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所を管理する者(次項において「管理者」という。)は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わ

なければならない。

(運営規程)

第139条 指定通所リハビリテーション事業者は、各指定通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者をいう。）の数の上限をいう。）
- (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定通所リハビリテーション事業所が通常時に指定通所リハビリテーションを提供する地域をいう。）
- (7) 指定通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第140条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第141条 指定通所リハビリテーションの具体的な取扱いは、第135条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところ

によらなければならない。

- (1) 医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 通所リハビリテーション従業者は、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所リハビリテーションの提供ができる体制を整えること。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第142条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能若しくは作業能力に係る検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所リハビリテーションの内容等を記載した通所リハビリテーション計画（以下この条において「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該通所リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従った指定通所リハビリテーションの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

(衛生管理等)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第144条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第145条 第12条から第17条まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第69条、第103条、第104条、第108条及び第110条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第31条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリ

テーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第146条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第147条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに指定短期入所生活介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 調理員その他の従業者

2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介

護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第148条 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護事業所を管理する者（以下この条及び第156条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第149条 指定短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。次条及び第164条において同じ。）の数の上限をいう。次項及び次節において同じ。）等は市規則で定める基準を満たさなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第131条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(設備及び備品等)

第150条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築

物をいう。以下同じ。) でなければならない。ただし、市規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備（居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除く。）を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 前3項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

5 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第151条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（市規則で定める場合を除く。）
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域（当該指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (6) 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 緊急やむを得ない場合に第155条第4項に規定する身体的拘束等を行う
際の手続

(10) その他運営に関する重要事項
(対象者等)

第152条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第153条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 第12条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(利用料等の受領)

第154条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期

入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに市規則で定める理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第156条 管理者は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下この条において「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

2 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

3 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第157条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第158条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(機能訓練)

第159条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第160条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第161条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第162条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第163条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第164条 指定短期入所生活介護事業者は、市規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域等との連携)

第165条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第166条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第167条 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第40条まで、第51条、第103条、第109条及び第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第168条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第169条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第170条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、市規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を

備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者のサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（ユニットを除く。）を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 前項各号の設備のうち、ユニット（居室に限る。）にあつては次に掲げる基準を、その他の設備にあつては市規則で定める基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（一のユニットにおいて同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第179条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、12人以下としなければな

らない。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(4) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。

(5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第153条第1項から第5項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

（準用）

第171条 第149条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

（運営規程）

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営

についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（市規則で定める場合を除く。）
- (4) ユニットの数及び各ユニットの利用定員（市規則で定める場合を除く。）
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (7) 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第173条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、市規則で定める配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生活介護については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（利用料等の受領）

第174条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の

額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第175条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
 - 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
 - 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行わなければならない。
 - 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(介護)

第176条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第177条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第180条 第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条及び第165条から第167条（第103条に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第166条第2項第2号中「次条」とあるのは「第180条において準用する第167条」と、同項第3号中「第155条第5項」とあるのは「第175条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第180条において準用する第167条」と読み替えるもの

とする。

第6節 基準該当短期入所生活介護に関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第181条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(従業者の配置の基準)

第182条 基準該当短期入所生活介護事業者は、各基準該当短期入所生活介護事業所において、次に掲げる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員又は看護職員
- (3) 栄養士
- (4) 機能訓練指導員
- (5) 調理員その他の従業者

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第165条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第166条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者は、各基準該当短期入所生活介護事業所において基準該当短期入所生活介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事しなければならない。ただし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(利用定員等)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業所の利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合は、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）等は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第168条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。
(設備及び備品等)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備（居室を除く。）を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室

- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(指定通所介護事業所等との連携)

第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第187条 第13条から第17条まで、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)、第38条から第40条まで、第51条、第103条、第109条、第110条及び第146条並びに第4節(第154条第1項及び第167条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第188条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第189条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「健康保険法等一部改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等一部改正法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所

療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第172条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第190条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）第40条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを

除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する市規則で定める床面積を有する病室並びに食堂、浴室及び機能訓練を行うための場所

2 前項第3号及び第4号に掲げる指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定める設備のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(当該指定短期入所療養介護事業所が通常時に指定短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。)
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (8) その他運営に関する重要事項

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族

の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号。第249条において「政令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第193条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定短期入所療養介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該

利用者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、画一的なものにならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該指定短期入所療養介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第195条 指定短期入所療養介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所療養介護の継続性に配慮し、短期入所療養介護従業者と協議の上、指定短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所療養介護の内容等を記載した短期入所療養介護計画（以下この条において「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 2 管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、当該短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護

計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第196条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 一般に医師として治療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、当該利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師による診療その他必要な措置を講ずること。

(機能訓練)

第197条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第198条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対

し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第199条 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第200条 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、市規則で定める利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第203条 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第51条、第103条、第110条、第143条、第152条第2項、第153条及び第165条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第153条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第204条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第205条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所療養介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備)

第206条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第191条第1項に規定す

るユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第189条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第191条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3款 運営に関する基準

(運営規程)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所が通常時に指定短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。)
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第208条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護を提供することができるよう各ユニット型指定短期入所療養介護事業所において従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、市規則で定める配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、各ユニット型指定短期入所療養介護事業所において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所療養介護については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(利用料等の受領)

第209条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第210条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本とし

て、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所療養介護の提供方法等について、説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該指定短期入所療養介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第211条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、

利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第212条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、市規則で定める利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条において

同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第215条 第192条、第195条から第197条まで、第202条及び第203条(第103条に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第202条第2項第2号中「次条」とあるのは「第215条において準用する第203条」と、同項第3号中「第194条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第215条において準用する第203条」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第216条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定特定施設(特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。第243条において同じ。)が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合は、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第217条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下「特定施設従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員
- (4) 計画作成担当者（特定施設サービス計画の作成を担当する者をいう。第220条において同じ。）

(管理者)

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において指定特定施設を管理する者（以下この条及び第220条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第219条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定特定施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能

訓練室を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保できる場合は一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は機能訓練室を設けないことができる。

- 4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。
- 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。
- 8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第202条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第205条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（特定施設サービス計画の作成）

第220条 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、前項に規定する課題に基づ

き、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指定特定施設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入居者生活介護を提供する上での留意点等を含む特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

(運営規程)

第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (10) その他運営に関する重要事項

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第222条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく、指定特定

施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者又は入居申込者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等により入居者等に対し自ら必要な指定特定施設入居者生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第223条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第12条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（サービスの提供の記録）

第224条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては当該終了の日を、利用者の被保険者証に

記載しなければならない。

(法定代理受領サービスの提供への利用者の同意)

第225条 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）である指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意が当該法定代理受領サービスを提供するための条件であることを当該利用者に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(利用料等の受領)

第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第227条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 特定施設従業者は、利用者又はその家族から求められたときは、指定特定施設入居者生活介護の提供方法等について、説明を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(介護)

第228条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第229条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

い。

(勤務体制の確保等)

第231条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう従業員の勤務体制を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業員によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業員の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(地域との連携等)

第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介

護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第235条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 第224条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第227条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 第231条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(8) 省令第64条第3号に規定する書類

(準用)

第236条 第15条、第16条、第25条、第30条、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第51条、第56条、第109条、第110条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第56条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第237条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者から委託を受けた事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第238条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、基本サービスを提供する次に掲げる従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

(管理者)

第240条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において指定特定施設を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第241条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定特定施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、居室の面積が市規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。

4 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。

5 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第226条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介

護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第229条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4款 運営に関する基準

（運営規程）

第242条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他運営に関する重要事項

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法

その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームへの入居を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行う場合は、当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第12条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第244条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（受託居宅サービス事業者への委託）

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第248条に規定する指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条

に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。第6項において同じ。)とする。

- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければならない。
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する場合にあつては、本市の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しなければならない。

(記録の整備)

第246条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

- (3) 前条第8項に規定する結果の記録
- (4) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (8) 次条において準用する第227条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (9) 次条において準用する第231条第3項に規定する結果等の記録
- (10) 省令第64条第3号に規定する書類

(準用)

第247条 第15条、第16条、第25条、第30条、第33条から第40条まで、第51条、第56条、第109条、第110条、第220条、第222条、第224条から第227条まで及び第230条から第234条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第56条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設従業者」と、第220条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第224条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第231条中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

(基本方針)

第248条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸

与」という。)の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第249条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに福祉用具専門相談員(政令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者が市規則で定める事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、市規則で定める人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第250条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において指定福祉用具貸与事業所を管理する者(以下この条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定福祉用具貸与事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要

な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第259条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、当該保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項に規定する設備及び器材は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第238条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第240条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第252条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定福祉用具貸与事業所が通常時に指定福祉用具貸与を提供する地域をいう。）

(6) その他運営に関する重要事項

（利用料等の受領）

第253条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定福

祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第254条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 指定福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第248条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定

され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

- (2) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等について、点検を行うこと。
- (3) 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者実際に当該福祉用具を使用させることにより使用方法の指導を行うこと。
- (4) 利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合において当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるよう、また、当該利用者に係る介護支援専門員が必要に応じて随時指定福祉用具貸与の必要性を検討し、継続が必要な場合においてその理由が居宅サービス計画に記載されるよう、福祉用具専門相談員は必要な措置を講ずること。

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が、指定特定福祉用具販売を併せて利用するときは、第273条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、当該福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。この場合においては、第1項から前項までの規定を準用する。

(研修)

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第258条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態、その変化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具を取り扱わなければならない。

(衛生管理等)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じて適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等に係る契約において保管又は消毒の適切な方法による履行を担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第260条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見る

ことができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 福祉用具貸与計画

- (2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

- (3) 第259条第4項に規定する結果等の記録

- (4) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (6) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第262条 第12条から第23条まで、第25条、第30条、第34条から第40条まで、第51条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第25条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替える

ものとする。

第5節 基準該当福祉用具貸与に関する基準

(従業者の配置の基準)

第263条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第252条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(準用)

第264条 第12条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第30条、第34条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）、第38条から第40条まで、第51条、第103条第1項及び第2項、第248条、第250条、第251条並びに第4節（第253条第1項及び第262条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第23条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

(基本方針)

第265条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第266条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員を市規則で定める基準により置かなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が市規則で定める事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、市規則で定める人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第267条 指定特定福祉用具販売事業者は、各指定特定福祉用具販売事業所において指定特定福祉用具販売事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定特定福祉用具販売事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第255条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第254条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第257条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第269条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第270条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、利用者から当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に定める場合において販売費用の額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類の交付)

第271条 指定特定福祉用具販売事業者は、販売費用の額の支払を受けた場合

は、次に掲げる書類を利用者に交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目、品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (2) 領収書
- (3) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要
(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第272条 指定特定福祉用具販売の具体的な取扱いは、第265条に規定する基本方針及び第275条において準用する第254条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。
- (2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等について、点検を行うこと。
- (3) 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者により実際に当該特定福祉用具を使用させることにより使用方法の指導を行うこと。
- (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第273条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画（以下この条において「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が、指定福祉用具貸与を併せて利用するとき、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、当該特定福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第274条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 第269条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第275条 第12条から第18条まで、第20条から第22条まで、第30条、第32条、第34条から第40条まで、第51条、第103条第1項及び第2項、第252条、第254条、第257条、第258条並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、

第252条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第254条第2項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第257条中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、第258条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第260条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(委任)

第276条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老人福祉法」という。）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第150条第4項の規定は適用しない。

3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、

療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者1人につき1平方メ

ートル以上の床面積を有すること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

10 平成11年4月1日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第219条第3項又は第241条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。

(2) 入所定員が50人未満であること。

(3) 入所者から支払を受ける家賃並びに管理費及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。

(4) 入所者から利用料、第226条第3項に規定する市規則で定める費用及び家賃等以外の金品（一定期間の経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。

11 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（平成13年医療法施行規則等改正省令第12条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）附則第9条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、内法による測定で1.2メートル以上とすること。ただし、^{のり}両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で1.6メートルとしなければならない。

12 平成15年4月1日前から存する指定短期入所生活介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第9章第2節及び第5節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、この限りでない。

13 平成17年10月1日前から存する指定短期入所療養介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。

ただし、当該指定短期入所療養介護事業所が、第10章第2節及び第5節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る経過措置)

14 平成15年4月1日前から存する指定短期入所生活介護事業所(同日において建築中のものであって、同日後に指定短期入所生活介護事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であって、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等旧基準省令」という。))第140条の14に規定する事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所であるもの(平成23年9月1日において、改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)であって、同日後に指定居宅サービス等旧基準省令第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)については、同日以降最初の指定の更新(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。)までの間は、次項から附則第26項までの規定によることができる。

15 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、各ユニット(第168条に規定するユニットをいう。)で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項から附則第25項までにおいて「ユニット部分」という。)にあつては第169条に、それ以外の部分にあつては第146条に定めるところによる。

16 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第170条に、それ以外の部分にあつては第150条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の

設備とすることができる。

17 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第11項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例附則第13項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

18 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の利用定員（第170条第4項第2号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第149条第1項に規定する利用定員をいう。第147条第1項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）附則第8項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの利用定員（第147条第1項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (7) 通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）

- (8) 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (12) その他運営に関する重要事項

19 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第173条に、それ以外の部分にあつては第167条において準用する第103条に定めるところによる。

20 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第174条に、それ以外の部分にあつては第154条に定めるところによる。

21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第175条に、それ以外の部分にあつては第155条に定めるところによる。

22 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の提供する介護は、ユニット部分にあつては第176条に、それ以外の部分にあつては第157条に定めるところによる。

23 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあつては第177条に、それ以外の部分にあつては第158条に定めるところによる。

24 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第178条に、それ以外の部分にあつては第162条に定めるところによる。

25 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第179条に、それ以外の部分にあつては第164条に定めるところによる。

26 第149条、第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条及び第165条から第167条（第103条に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第166条第2項第2号中「次条」とある

のは「附則第26項において準用する第167条」と、同項第3号中「第155条第5項」とあるのは「第155条第5項及び第175条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「附則第26項において準用する第167条」と読み替えるものとする。

(一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係る経過措置)

27 平成17年10月1日前から存する指定短期入所療養介護事業所(同日において建築中のものであって、同日後に指定短期入所療養介護事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であって、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等旧基準省令第155条の13に規定する事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所であるもの(平成23年9月1日において、改修、改築又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所(ユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。)であって、同日後に指定居宅サービス等旧基準省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)については、同日以降最初の指定の更新(施行日の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。)までの間は、次項から附則第39項までの規定によることができる。

28 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針は、各ユニット(第204条に規定するユニットをいう。)で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項から附則第38項までにおいて「ユニット部分」という。)にあつては第205条に、それ以外の部分にあつては第188条に定めるところによる。

29 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第206条に、それ以外の部分にあつては第190条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

30 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第24項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例附則第26項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

31 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が通常時に指定短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) その他運営に関する重要事項

32 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第208条に、それ以外の部分にあつては第203条において準用する第103条に定めるところによる。

33 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第209条に、それ以外の部分にあつては第193条に定めるところによる。

34 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の取

扱方針は、ユニット部分にあつては第210条に、それ以外の部分にあつては第194条に定めるところによる。

35 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の提供する看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第211条に、それ以外の部分にあつては第198条に定めるところによる。

36 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあつては第212条に、それ以外の部分にあつては第199条に定めるところによる。

37 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第213条に、それ以外の部分にあつては第200条に定めるところによる。

38 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第214条に、それ以外の部分にあつては第201条に定めるところによる。

39 第192条、第195条から第197条まで、第202条及び第203条（第103条に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第202条第2項第2号中「次条」とあるのは「附則第39項において準用する第203条」と、同項第3号中「第194条第5項」とあるのは「第194条第5項及び第210条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「附則第39項において準用する第203条」と読み替えるものとする。